

邑南町男女共同参画計画

あい
~みとめあい ささえ愛
心ひびきあう町 おおなん~

(改訂版)

平成24年3月

邑南町

はじめに

人口減少と少子・高齢化が急速に進展するなか、国民一人ひとりが豊かで安心して暮らせる活力ある社会を築いていくために、女性と男性とが互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国の最重要課題と位置づけられています。

本町におきましても、男女共同参画社会の実現は町として取り組むべき重要な課題として認識し、全ての人の意見が尊重されるまちづくりを進めるため、平成19年3月に邑南町男女共同参画計画を策定し、様々な分野での取り組みを進めてきました。

この計画は、平成19年度から平成28年度まで、町が行うべき施策をまとめた計画であり、前期5年間が経過する中、これまでの取り組みを振り返り、具体的施策の見直しや重点的に取り組む事項について計画の改訂をしました。

邑南町は、この計画を基本に、総合的、計画的に男女共同参画社会づくりに取り組み、明るい将来に向かい夢を持って暮らすことのできる活力ある町を目指していきます。

男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みだけで実現するものではありません。町民の皆様はもとより、企業、各種団体、自治会や集落等のコミュニティ組織など、あらゆる分野において、自らの課題として主体的、積極的に取り組んでいただくことが何よりも重要です。皆様の一層のご理解とご協力をお願いする次第です。

この計画の改訂にあたり、貴重なご意見をいただきました邑南町男女共同参画推進委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、関係者の皆様方に対し、心から感謝申し上げます。

平成24年3月

邑南町長 石橋良治

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	
1. 計画改訂の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の基本理念	2
4. 計画の基本目標	2
5. 計画の構成と期間	3
第2章 計画改訂の背景	
1. 男女共同参画をめぐる動き	4
2. 邑南町を取り巻く環境の変化	8
3. 邑南町における男女共同参画の現状	11
第3章 計画の内容	
1. 計画の体系	19
2. 重点的に取り組む事項	20
3. 施策の内容	
基本目標1	21
基本目標2	26
基本目標3	30
基本目標4	39
基本目標5	44
第4章 計画の推進体制	
1. 庁内推進体制の充実	45
2. 関係機関、民間団体との連携	45
3. 計画の管理進行	45
4. 町民への期待	45
数値目標	46

資料

1 . 男女共同参画社会基本法.....	4 8
2 . 邑南町男女共同参画推進委員会委員名簿.....	5 3

第1章 計画の基本的な考え方

1．計画改訂の趣旨

平成11年に、社会のあらゆる分野における男女共同参画への取り組みを総合的に推進していくことを目的に、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この中で、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されています。

住みよい邑南町を築いていくためには、子どもからお年寄りまで全ての町民の意見が尊重され、大切にされなければなりません。そのためには、男性と女性が喜びも責任も分かち合いながらともに歩む男女共同参画社会の実現は不可欠であり、まちづくりの大きな鍵となるものです。

平成19年3月に策定した「邑南町男女共同参画計画」は、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画ですが、策定より5年間が経過する中、具体的施策、数値目標の見直しを行い、新たに重点的な取り組み事項の改訂を行うものです。

2．計画の性格

本計画は、本町における男女共同参画社会の実現を目指して、町民と行政とが一体となって取り組むための指針とするものです。

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法に基づいて策定された国の男女共同参画基本計画及び島根県の男女共同参画計画を踏まえて策定する計画であり、「邑南町総合振興計画」をはじめ、「邑南町次世代育成支援行動計画」、「邑南町生涯学習推進計画」など、本町の他の計画との整合性を図り、策定しています。
- (2) 本計画の改訂にあたっては、「邑南町男女共同参画推進委員会」の提言及び、男女共同参画に関する町民の意識調査など、町民の皆様の意見を参考にしています。

3 . 計画の基本理念

男女共同参画とは、男女が、性別に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会や家庭の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいいます。

男女共同参画社会は、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会です。

本計画は、男女共同参画社会基本法に示された、男女共同参画社会の形成についての5つの基本理念を、計画の基本理念としています。

- 1 . 社会における制度又は慣行についての配慮
- 2 . 政策等の立案及び決定への共同参画
- 3 . 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 4 . 男女の人権の尊重
- 5 . 国際的協調

4 . 計画の基本目標

本計画は、基本理念に基づき施策を展開していくため、次の5つの基本目標を設定します。

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 基本目標 1 | 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと町民の意識改革 |
| 基本目標 2 | 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 |
| 基本目標 3 | 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進 |
| 基本目標 4 | 個人の尊厳の確立 |
| 基本目標 5 | 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進 |

5 . 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本計画は、第1章において計画の基本的な考え方として、計画策定の趣旨、性格、基本理念、基本目標及び構成と期間を示しています。

第2章においては、計画改訂の背景として、本町をめぐる環境の変化についてまとめ、住みよい町の実現のためにどういったことが求められているのかを考察し、また、本町における男女共同参画の現状について分析しています。

第3章においては、計画の内容として、基本目標及び計画の体系、具体的な施策について記述しています。

第4章においては、計画の推進として、これらの取り組みを総合的に推進していくために必要な、計画の推進体制について記述しています。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成19(2007)年度から平成28(2016)年度の10年間としますが、「施策の内容」については、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、施策の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて見直しを行っています。

第2章 計画改訂の背景

1. 男女共同参画をめぐる動き

(1) 国連を中心とした世界の動き

国際連合は、人権の尊重、平和の維持等を活動の柱として掲げ、「男女平等」の実現に向けての取り組みを世界的規模で展開してきました。

このような流れのなかで、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」とし、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

続く昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までの10年間を「国際婦人の10年」とし「男女平等」や「女性の地位向上」のための具体的な歩みが始まりました。昭和54年(1979年)には、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択され、日本も昭和60年(1985年)に批准しました。【注1：P7参照】

昭和60年(1985年)には、ナイロビで「国連婦人の10年最終年世界会議」が開催され、世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長する「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、平成7年(1995年)「第4回世界女性会議」が北京で開催され、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。【注2：P7参照】

平成12年(2000年)に入ると、「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、参加各国の「行動綱領」の実施に向けた決意表明である「政治宣言」と「行動綱領」の実施状況の分析及び総合的見直しと評価が行われ、今後の取り組みの方向性を明らかにし、「成果文書」が採択されました。特に、北京会議以降、女性に対する暴力は女性の人権侵害であるという認識が深まったことから、ドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)に対処するための法整備の強化をはじめとして、女性に対する暴力に関する対応策が数多く提案されました。

今後もこれらの動向を十分念頭に置いた上で、男女共同参画社会の形成を進める必要があります。

(2) 国における取り組み

わが国では、憲法のなかで基本的人権の尊重と法の下での平等が明記され、女性も男性も個人として尊重されることが保障されています。

国際連合を中心とした女性の地位向上を求める国際的な動きのなかで、わが国においても、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」が策定されました。昭和62年(1987年)には、「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受けて「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、これに沿って施策が進められました。

平成3年(1991年)「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の一部改訂が行われ、あらゆる分野へ男女が平等に共同参画することが不可欠であるという基本認識のもとに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが始まりました。

さらに、平成6年(1994年)には、総理府に男女共同参画社会の形成の促進に関する事務を行う「男女共同参画室」及び調査審議等を行う「男女共同参画審議会」が設置されるとともに、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置されました。

また、平成8年(1996年)には、北京行動綱領などの趣旨を踏まえて「男女共同参画2000年プラン」を策定し、平成9年(1997年)には「男女雇用機会均等法」が改正されました。平成11年(1999年)に、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年(2000年)に、男女共同参画に係る初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年(2001年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)防止等、被害防止措置などが明記され、被害者の保護体制強化などが盛り込まれています。

平成17年(2005年)には、国内外の様々な状況の変化を考慮の上、評価・総括して新しく「男女共同参画基本計画(第2次)」が、平成22年12月には「男女共同参画基本計画(第3次)」がそれぞれ策定され、男女共同参画社会の実現を目指すこととなっています。

「配偶者からの暴力」の配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(3) 島根県の取り組み

国際婦人年を契機とした国際的な動きやそれに基づく「国内行動計画」策定などの国の取り組みを受けて、昭和56年(1981年)に初めての計画となる「島根県婦人行動計画」が策定されました。

昭和61年(1986年)には、「明日をひらくしまねの女性基本計画」が策定され、また平成4年(1992年)には、女性の地域活動を支援する全国初となる「しまね女性ファンド」の設立をはじめ施策の推進が図られています。

平成7年(1995年)1月には、「島根県新女性計画(しまね女性プラン21)」が策定され、民間と行政が一体となって取り組みを推進するため「女性政策推進本部」が設置されました。

平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの総合的な展開拠点となる島根県立女性総合センター「あすてらす」(現、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」)が大田市に開設されました。平成6年(1994年)4月に改称した女性相談センターも、女性総合センター「あすてらす」内に移転されました。

平成13年(2001年)、「島根県新女性計画」の見直しを行い、少子化・高齢化・国際化・情報化等、新たな情勢の変化に対応するため、21世紀を展望した「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」が策定されました。さらに、平成14年(2002年)新しい時代にふさわしい男女共同参画の地域社会構築のため「島根県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成18年(2006年)には、「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」の改訂が行われ、様々な取り組みが進められました。平成23年5月には計画期間の満了に伴い、今後5年間における県の基本方針や具体的な施策を示した「第2次島根県男女共同参画計画」が策定され、男女がともに個性と能力を発揮できる豊かな島根の未来を目指した取り組みが進められています。

(4) 邑南町における取り組み

本町では、平成19年3月に「邑南町男女共同参画計画」を策定後、平成20年(2008年)4月、「邑南町男女共同参画推進委員会」を設置し、毎年施策を評価・検証し、計画を推進してきました。

また町長を本部長とし、副町長、教育長、各課長、各支所長及び議会事務局長で構成する邑南町男女共同参画推進本部を設置し、庁内推進体制を整備し、本計画に基づいた様々な取り組みを推進してきました。

計画策定より5年が経過する中、見直しの時期を迎え、平成17年に行った「男女共同参画に関する町民の意識調査」(以下「町民の意識調査」という。)を、再度平成23年に行い、本町における女性問題に関する意識及び男女の置かれている生活実態などを再度把握し、計画の改訂を行いました。

【注1】女子差別撤廃条約

正式には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といい、昭和54年(1979年)第34回国連総会において採択され、わが国では、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科教育のあり方の検討などの条件整備を行い、昭和60年(1985年)に批准した。政治・経済・社会・文化など、あらゆる分野での男女平等を達成するための必要な措置を定めている。2004年現在で締約国数は179か国。締約国は、条約の実施状況について条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することになっている。

【注2】行動綱領

平成7年(1995年)到北京で開催された、第4回世界女性会議で採択された国際文書。21世紀に向けて、各国政府が取り組むべき女性施策・男女共同参画施策の指針を示している。

2 . 邑南町を取り巻く環境の変化

1 . 少子・高齢化の進展

本町の平成 22 年の国勢調査人口は 11,959 人で、平成 17 年と比較すると、28.2%減少しています。世帯数は、人口と同様に減少してはいるが、その減少する速度は比較的緩やかです。

年齢別人口の割合を見ると、平成 22 年の国勢調査では、年少人口比率（0～14 歳人口が総人口に占める割合）は 10.6%で年々減少を続けており、反対に高齢化率（65 歳以上人口が総人口に占める割合）は 40.4%で、全国都道府県で第 2 位の島根県（29.8%）の中でも非常に高くなっています。現在も少子・高齢化が著しく進行しています。

少子化の進行は、過疎化・高齢化に拍車をかけ、地域全体の活力の低下を招きます。すでに一部では、集落運営に支障をきたすなど、地域社会の維持が危惧されている地域もあります。

少子化の要因は様々考えられますが、個人の価値観の多様化や、子育てに係る経済的な負担感、仕事と子育ての両立に対する負担感が大きいことなどが挙げられます。こうした観点から、安心して子供を産み育てることができ、女性も男性も家庭生活と他の活動を両立できるような環境を整備する必要があります。

また、生産年齢人口比率（15 歳～64 歳人口が総人口に占める割合）は、平成 22 年の国勢調査では 48.8%で、今後も減少することは予想されます。豊かで活力ある社会を維持していくためには、就業の場への女性の進出が不可欠とされており、そのためにも男女共同参画社会の実現が重要です。

一方、高齢者に占める女性の割合は男性よりも高く 60.0%（平成 22 年国勢調査）を女性が占めていることから、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決していくことにもつながります。

また、高齢者自身の男女共同参画意識を一層高めていく必要があります。

2 . 産業構造・就業構造の変化

本町の産業就業人口比率は、平成22年国勢調査を見ると、第1次産業25.1%、第2次産業21.5%、第3次産業53.1%となっています。高齢社会対策として在宅福祉や施設福祉の充実を図ったことで、第3次産業の比率が高くなってきており、今後もこの傾向は続くと考えられます。

また、本町の働く女性をめぐる状況を見てみると、働く女性の割合は、全国平均や島根県平均を上回っており、共働き家庭が多いといった特徴が見られますが、今回の調査(H23年実施)では、「子供ができてみずっと仕事を続ける方がよい。」といった回答が5割以上で、前回の調査(H17年実施)より女性が働くことへの意識が大きく上昇しています。

今後も、サービス関連産業の増加、就業形態の多様化などにより、女性の職場進出の機会が一層増大すると考えられます。このため、女性が主体的に職業を選択し、その能力が十分に発揮できるよう、また、家庭生活や子育てと両立できる働きやすい職場環境を整備する必要があります。

また、本町は農業従事者人口(自営農業従事者)に占める女性の割合は47.86%(2010年農林業センサス)と農林業の重要な担い手となっています。しかしながら、女性は、その役割や貢献に見合った評価がなされていないことが多く、地域の方針を決定する場へ参画する機会も一般に少ないことから、女性と男性が対等なパートナーとして、農林業経営や関連する活動に参画することができる環境づくりを進めていく必要があります。

3 . 家族や地域の変化

近年、価値観の多様化に伴い、人々のライフスタイルが多様化してきています。女性は、結婚や出産にかかわらず働き続けたり、結婚や出産にこだわらず自分の生き方を追求する人が増えており、男性は、従来の仕事中心の生き方から、家族との生活や個人としての生きがいを重視する人が増えていると言われてしています。

今後もこうした傾向が強まることが予想されますが、依然として残る固定的な性別役割分担や様々な社会制度や慣行が、若い男女にとって、結婚して新しい家族を形成することへの魅力を薄めているとも言われています。近年の社会経済情勢の変化によって、共働き世帯が増加し、「男は仕事、女は家庭」といった考え方も、年々減少傾向にはあるものの、多くの女性は「家庭も仕事も」担っている現状があり、女性に過重な負担がかかっています。これからも個人を尊重し、家族の構成員一人ひとりが互いに自立できるような社会が求められます。

地域社会においては、集落の世帯・人口の減少や、高齢者のみの世帯増加に加え、人間関係の希薄化などにより地域の連帯感が失われつつあります。地域社会には、依然として女性に差別的な社会通念・慣習・しきたりなども残っており、特に若年層にとって、多様な生き方を選択しにくい状況を生み出す要因の一つにもなっています。今後も地域社会は、様々なライフスタイルを持つ町民を包容でき、女性、男性を問わず、誰もが社会の一員として地域を支えていくことができる環境づくりが必要です。

3 . 邑南町における男女共同参画の現状

1 . 性別による固定的役割分担意識

本町における現状を、今回の「町民の意識調査」から見ると、典型的な性別役割分担意識を表す「男は仕事、女は家庭」という考え方の賛否については、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が22.1%で、全国調査（平成16年内閣府調査）の賛成45.2%と比べてその割合は下回っています。しかし、他の項目で見ると「女性は気配り、男性は決断力」については「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が64.9%、「子育ては母親」については「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が50.0%となっており、性別役割分担意識が依然として高い項目があります。

また、男女別に見ると、「子育ては、やはり母親」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は男性の方が高く、「自治会などの団体の代表者は男性」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は女性の方が高くなっており、項目によって男女の意識の違いがあることがわかります。さらに年代別に見ると、年代の高い層が性別役割分担意識が強く、年代による意識の違いは、前回と同様はつきりと出ています。

固定的な性別役割分担意識は、それが社会通念化することで、女性の社会参画を阻害したり、女性への差別を誘発したりする土壌となり、女性をめぐる諸問題の根底にあるものとして、男女共同参画社会を形成する上で大きな障害となっています。地域運営等に女性が参画しにくいことや、家庭内での家事や育児等を女性が担う傾向にあるのは、未だこうした意識によるところが大きいと言えます。

このことから、今後も固定的な性別役割分担意識の改革に向けた取り組みをしていく必要があります。高齢化率の高い本町においては、高齢者層への働きかけも積極的に行っていく必要があります。

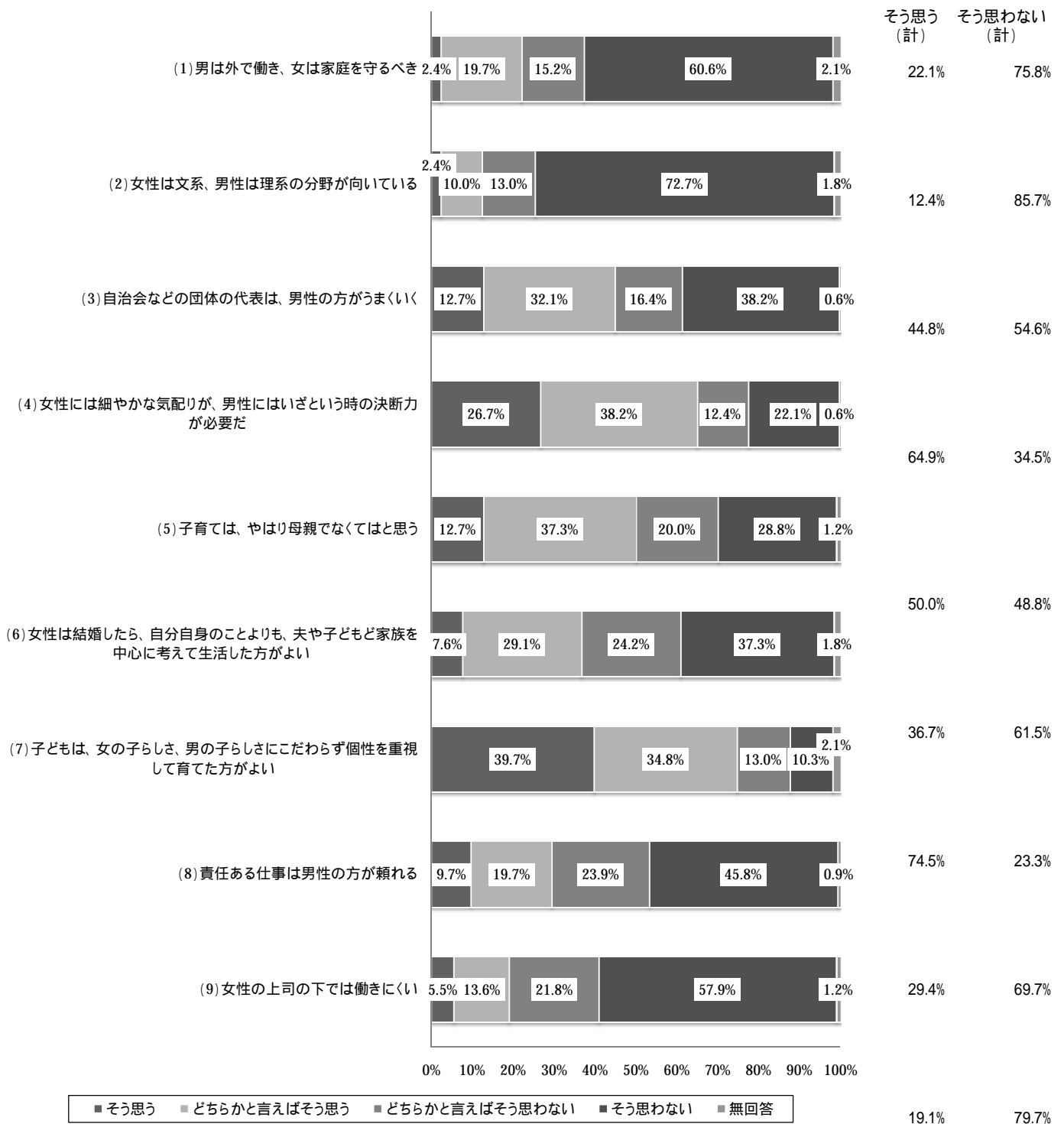
【P12 図1-1】

図1 - 1

性別役割等に関する意識

問1 次にあげることがらについて、あなたはどのように思いますか。(はそれぞれ1つずつ)

(n = 330)



前回との比較

区分	今回		前回		比較増減	
	そう思う	思わない	そう思う	思わない	そう思う	思わない
(1) 男は外で働き、女は家庭を守るべき	22.1%	75.8%	39.3%	52.2%	-17.2%	23.6%
(2) 女性は文系、男性は理系の分野が向いている	12.4%	85.7%	22.4%	62.5%	-10.0%	23.2%
(3) 自治会などの団体の代表は、男性の方がうまくいく	44.8%	54.6%	58.0%	33.8%	-13.2%	20.8%
(4) 女性には細やかな気配りが、男性にはいざという時の決断力が必要だ	64.9%	34.5%	76.3%	16.9%	-11.4%	17.6%
(5) 子育ては、やはり母親でなくてはと思う	50.0%	48.8%	67.5%	24.5%	-17.5%	24.3%
(6) 女性は結婚したら、自分自身のことよりも、夫や子どもも家族を中心に考えて生活した方がよい	36.7%	61.5%	53.8%	38.8%	-17.1%	22.7%
(7) 子どもは、女の子らしさ、男の子らしさにこだわらず個性を重視して育てた方がよい	74.5%	23.3%	76.0%	16.1%	-1.5%	7.2%
(8) 責任ある仕事は男性の方が頼れる	29.4%	69.7%	51.2%	40.1%	-21.8%	29.6%
(9) 女性の上司の下では働きにくい	19.1%	79.7%	34.3%	54.1%	-15.2%	25.6%

2 . 政策・方針決定過程への男女共同参画

男女共同参画社会を形成する上では、男女が社会の対等な構成員として、公的、私的分野を問わず政策や方針決定過程へ参画できる機会を確保することが必要です。

今回の「町民の意識調査」を見ると、町の政策に女性の意見や考え方がどの程度反映されているかという問に対して、「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」と答えた人が37.9%となっており、これを男女別に見ても同じ傾向となっています。この理由としては「政策・方針決定の場に女性が少ないから」が最も多く、今後も行政機関などへの女性の参画推進は積極的に取り組むべき課題です。

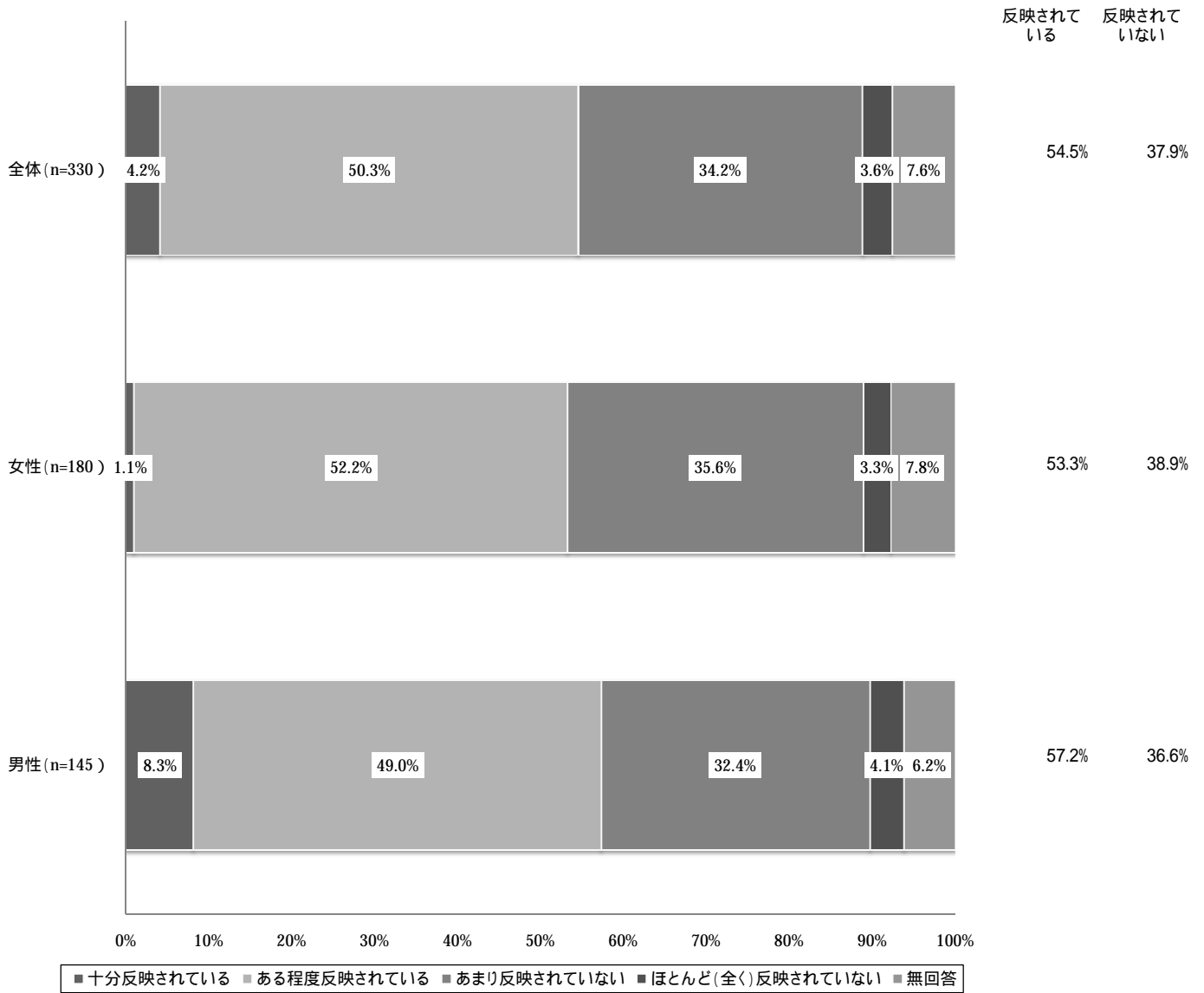
一方、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには、女性が能力を発揮するための実力をつけ、意欲や関心を高めることが必要です。積極的に関わっていくための働きかけと女性自らが参画しようとする意欲を高めるための学習・啓発をさらに行う必要があります。

【 P 1 4 図 2 - 2 ・ P 1 5 図 2 - 3 】

図2 - 2

女性の意見の反映度

問6 あなたは、町の政策について女性の意見や考えがどの程度反映されていると思いますか。(は1つ)



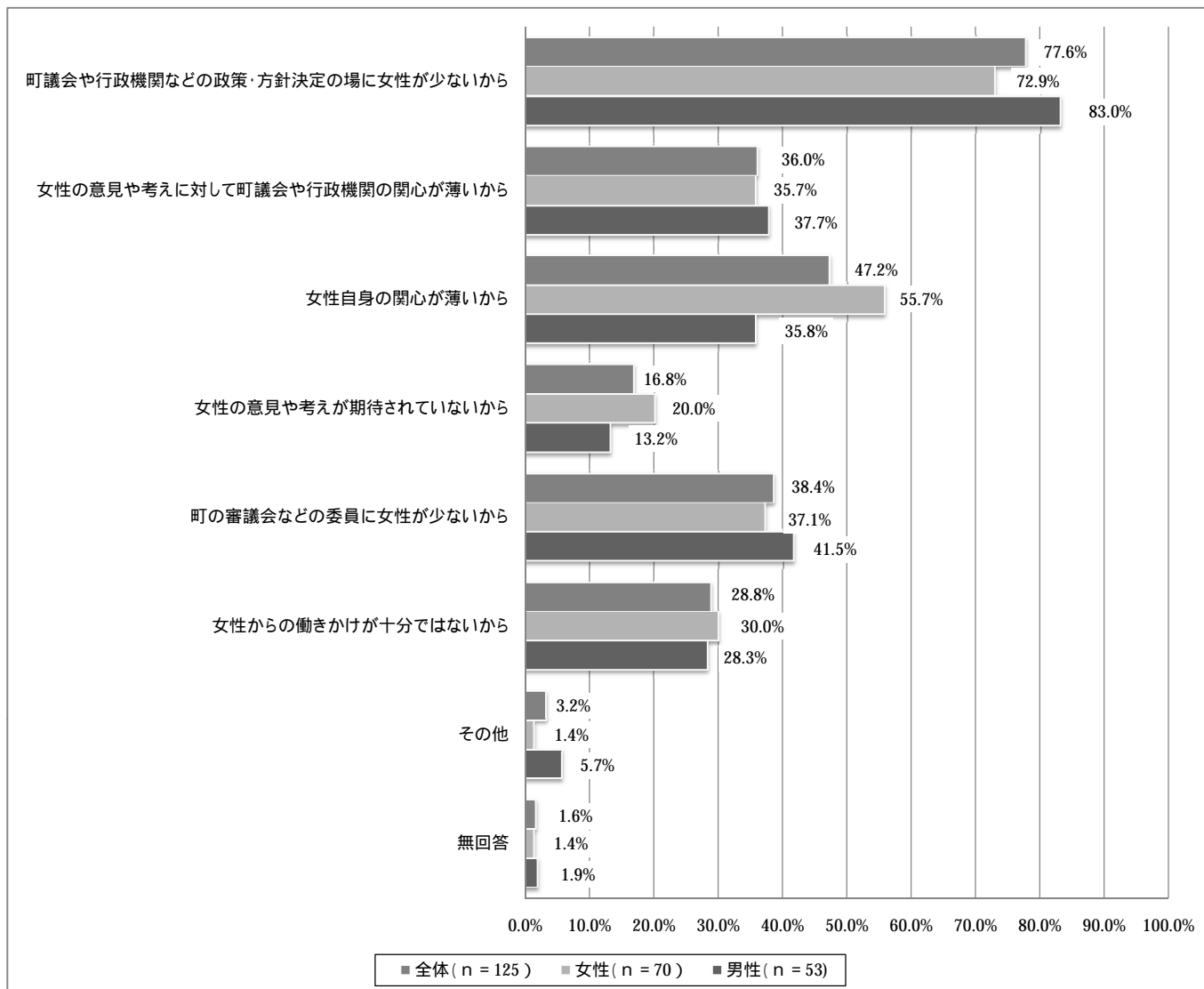
前回との比較

区分	(n)	今回		前回		比較増減	
		反映されている	反映されていない	反映されている	反映されていない	反映されている	反映されていない
全体	330	54.5%	37.9%	47.2%	41.2%	7.3%	-3.3%
女性	180	53.3%	38.9%	41.4%	47.3%	11.9%	-8.4%
男性	145	57.2%	36.6%	53.2%	34.8%	4.0%	1.8%

図2 - 3

女性の意見が反映されない理由

問7 町の政策に女性の意見や考えが反映されていないと思う理由は何ですか。(はいくつでも)



前回との比較

区分	今回			前回			比較		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
町議会や行政機関などの政	77.6%	72.9%	83.0%	68.6%	64.6%	80.0%	9.0%	8.3%	3.0%
女性の意見や考えに対して	36.0%	35.7%	37.7%	36.5%	37.5%	34.5%	-0.5%	-1.8%	3.2%
女性自身の関心が薄いから	47.2%	55.7%	35.8%	55.8%	64.6%	45.5%	-8.6%	-8.9%	-9.7%
女性の意見や考えが期待さ	16.8%	20.0%	13.2%	19.2%	21.9%	12.7%	-2.4%	-1.9%	0.5%
町の審議会などの委員に女	38.4%	37.1%	41.5%	37.2%	37.5%	38.2%	1.2%	-0.4%	3.3%
女性からの働きかけが十分	28.8%	30.0%	28.3%	30.1%	30.2%	32.7%	-1.3%	-0.2%	-4.4%
その他	3.2%	1.4%	5.7%	2.6%	2.1%	3.6%	0.6%	-0.7%	2.1%
無回答	1.6%	1.4%	1.9%	2.6%	2.1%	3.6%	-1.0%	-0.7%	-1.7%

3 . 仕事と家庭・地域活動について

女性と男性が共に社会に参画していくためには、女性と男性が互いに助け合い、支え合って、家庭生活と、仕事や地域活動との両立を図ることが重要です。

今回の「町民の意識調査」の結果においても、仕事と家庭・地域活動についての考え方は、女性、男性ともに、「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる」が第1位になっています。しかし、第2位には、女性の望ましい生き方は「家庭生活または地域活動を優先させる」となる一方、男性の望ましい生き方は「あくまでも仕事を優先させる」となっており、基本的には女性は家庭・地域に、男性は仕事に重きが置かれています。

やはりこうした傾向が、男女ともに家庭生活・地域活動と仕事の両立を支持しながらも、実態としては女性が家事・育児・介護を担っているという現状に結びついており、働く女性が多い中で、女性に過重な負担がかかっていると考えられます。今後も男性も女性も家族として責任を担うことへの意識面の働きかけを行い、家庭と他の活動との両立に向けた社会的基盤の整備を進める必要があります。

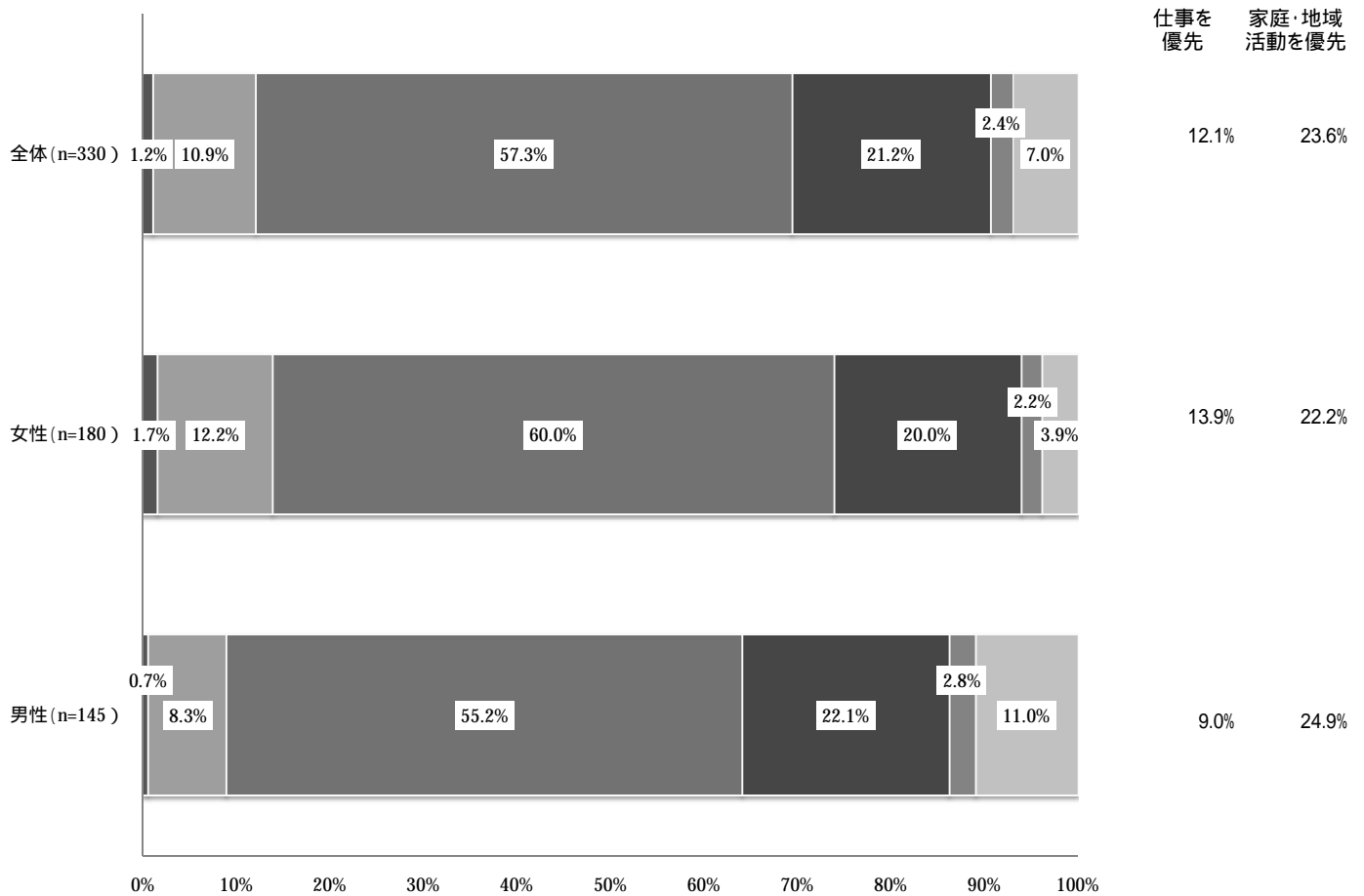
【 P 1 7 図 4 - 1 ・ P 1 8 図 4 - 1 - 2 】

図4 - 1

仕事と家庭生活・地域活動について

問11 女性、男性それぞれの生き方として、最も望ましいと思うものはどれですか。(は1つ)

(1) 女性の仕事と家庭生活・地域活動について



- 家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念する
- 家庭生活または地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
- 家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる
- 仕事にも携わるが、家庭生活または地域活動を優先させる
- 仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念する
- 無回答

前回との比較

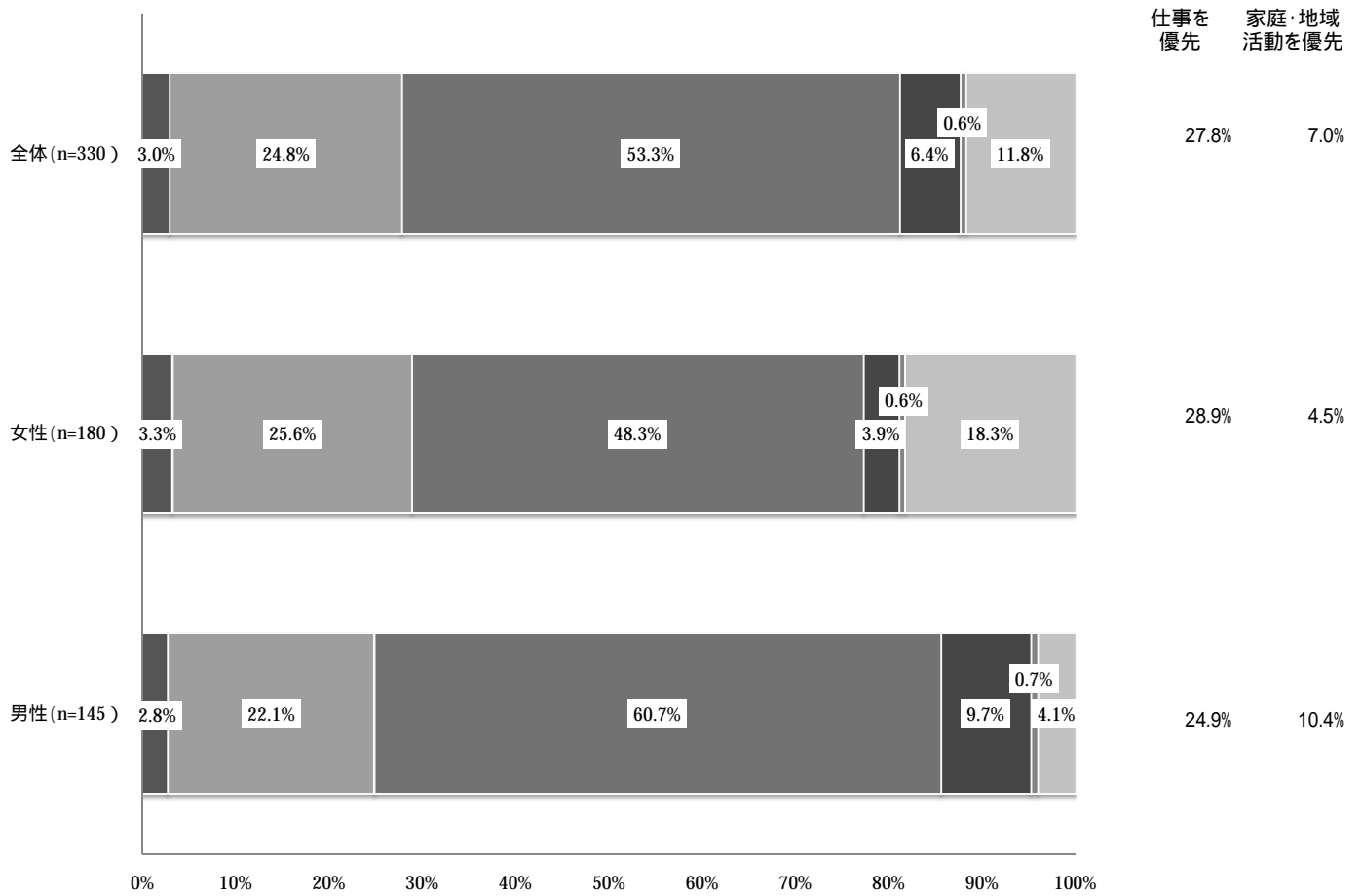
区分	今回			前回			比較			
	(n)	仕事を優先	両立	家庭・地域活動を優先	仕事を優先	両立	家庭・地域活動を優先	仕事を優先	両立	家庭・地域活動を優先
全体	330	12.1%	57.3%	23.6%	13.7%	44.3%	23.8%	-1.6%	13.0%	-0.2%
女性	180	13.9%	60.0%	22.2%	16.7%	47.3%	23.6%	-2.8%	12.7%	-1.4%
男性	145	9.0%	55.2%	24.9%	10.1%	41.8%	22.2%	-1.1%	13.4%	2.7%

図4 - 1 - 2

仕事と家庭生活・地域活動について

問11 女性、男性それぞれの生き方として、最も望ましいと思うものはどれですか。(は1つ)

(2) 男性の仕事と家庭生活・地域活動について



- 家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念する
- 家庭生活または地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
- 家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる
- 仕事にも携わるが、家庭生活または地域活動を優先させる
- 仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念する
- 無回答

前回との比較

区分	今回			前回			比較			
	(n)	仕事を優先	両立	家庭・地域活動を優先	仕事を優先	両立	家庭・地域活動を優先	仕事を優先	両立	家庭・地域活動を優先
全体	330	27.8%	53.3%	7.0%	30.3%	34.8%	5.0%	-2.5%	18.5%	2.0%
女性	180	28.9%	48.3%	4.5%	24.1%	32.0%	3.9%	4.8%	16.3%	0.6%
男性	145	24.9%	60.7%	10.4%	37.9%	40.5%	6.3%	-13.0%	20.2%	4.1%

第3章 計画の内容

1. 計画の体系

みとめあい さとえ愛 あい
 心ひびきあう町 おおなん



2 . 重点的に取り組む事項

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる場所で様々な施策を展開していかなければなりません。施策によっては、長期的な取り組みとなるものもあり、計画的に推進していくことが必要です。

計画改訂にあたり、次の事項については特に重点的に取り組みます。

1 . あらゆる分野で男女共同参画について学ぶ機会をつくる (P 2 4 参照)

男女共同参画の意識啓発をしていくためには、特に身近な地域での学習活動が必要です。公民館では生涯学習の主な取り組みの一つとして、各年代にあった学習活動の機会の充実を図ります。併せて託児の仕組みなど、学習活動に参加しやすいような環境を整備します。

2 . 町の政策・方針決定過程への女性の積極的参画を促す (P 2 6 ・ 2 7 参照)

町民の半数以上が女性であるにもかかわらず、町の政策に女性の意見が反映されていないと感じている女性の割合は40%近くになっており、行政機関等への女性の参画推進は早急に取り組むべき課題です。町の審議会委員等への女性の登用について数値目標を計画的に設定するなど積極的に取り組みます。

また、女性懇話会の設置を検討するなど、町政へ女性の意見を反映させる仕組みをつくるよう努めます。

3 . 女性の人材育成を推進する (P 2 8 参照)

女性が政策・方針決定過程に参画するためには、女性自身が意見を持ち積極的に行動することができるようにならなければなりません。継続的に学習する機会を設け、地域で中心となって活動するリーダーの育成を図ります。

4 . 各種団体、地域などで女性の意見が反映される体制整備を進める (P 2 9 参照)

地域社会で男女がともに協力し合い、助け合っていくためには、地域の意思決定の際に誰もが意見を言えるような組織づくりが必要です。地域運営に女性の意見や考えが反映されにくい現状を打開するため、各種団体やコミュニティ組織等の役員への女性の登用や、組織のあり方について提案・助言していきます。

5 . 農林業・自営業等における女性の参画を促進させる (P 3 6 参照)

農林業・自営業は家族経営が中心であり、固定的な性別役割分担意識などから、従事する女性が経営に参画しにくい状況にあります。家族経営協定の締結などを通じ、男女が対等な立場で経営に参画する環境を整備していきます。

3 . 施策の内容

基本目標 1 男女共同参画社会づくりに向けた 社会制度・慣行の見直しと町民の意識改革

私たちのまわりの社会制度や慣行には、性別によって役割が固定していたり、男女の置かれている状況などから、結果として個人がそれぞれの個性や能力を十分に生かすことができない現状があります。男性も女性も互いを認め合い、責任も分担して主体的に生きていくことのできる男女共同参画社会を実現するためには、現状を正しく認識し、従来の社会制度や慣行の見直しを進める必要があります。

同時に、固定的性別役割分担意識が女性の社会参画を阻害する大きな要因になっていることから、積極的な意識啓発を行うとともに、男女共同参画を生涯学習の取り組みの一つとして位置づけ、公民館等身近な場所を拠点として、地域に根ざした学習活動を展開していくことが求められます。

(1) 社会通念や慣行の見直し

【現状と課題】

「町民の意識調査」(H 2 3 年実施) の結果を見ると、社会全体における男女の地位について男性が優遇されていると感じている人(7 4 . 5 %) のうち、8 割以上の人がある原因は「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが根深いから」だと感じています。前回と比べて 1 5 . 4 % そう感じている方が増えています。

また、男女共同参画政策で望むものを尋ねたところ、5 6 . 4 % の人が、「固定的性別役割分担意識にとらわれた社会通念・慣習の見直しに向け学習・教育を進める」と答えています。しかし「責任ある仕事は男性の方が頼れる」「自治会などの団体の代表者は男性の方がうまくいく」といった意識については、否定的な意見が 5 割 ~ 7 割で、前回の調査と比べ 2 割以上多くなっています。職場や地域、集落運営において、男性が優遇されていると感じる人が多い中、この固定的役割分担意識に対する否定的な意見は、よい傾向となっています。

今後も男女があらゆる分野で平等になるためには、性別による様々な偏見や差別等につながる固定的な社会通念・慣習・しきたりなどを改めるよう、家庭・地域・職場等あらゆる場面での取り組みが必要です。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当主管課
固定的な性別役割分担意識にとらわれた社会通念や慣行の見直し	固定的な性別役割分担意識にとらわれた社会通念や慣行の把握 家庭・職場・地域において、どのような固定的性別役割分担意識が存在しているか町民の意識調査で把握する。	継続	町民課
	固定的な性別役割分担意識にとらわれた社会通念や慣行の見直し 性別による偏りにつながるおそれのあるものについて、広報などで見直しを呼びかけるほか、男女共同参画の視点から考える学習の機会（研修・セミナー）を提供するなど、見直しに向け気運の醸成を図る。	継続	町民課
男女共同参画の視点に立った施策の策定及び実施	男女共同参画の視点に立った施策の策定及び実施 町の施策策定にあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮し、既存の施策については、男女共同参画の視点に立った実施に努める。	継続	総務課 定住促進課 商工観光課 関係各課

推進区分 継続：拡充して実施する事業 新規：新規に実施、又は検討する事業

【固定的な性別役割分担】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家事・育児」や「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などは固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例です。

こうした固定的な役割分担意識を見直していくことが必要ですが、これは、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間を中性化することではありません。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例はきわめて非常識です。

(2) 町民の意識改革

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識は、それが社会通念化することで、女性の社会参画を阻害したり、女性への差別を誘発したりする土壌となることから、男女共同参画社会を形成する上で大きな障害となっています。

「町民の意識調査」によるとこうした意識は年代による差が大きく、特に高齢者層において高いことから、高齢者層への働きかけが重要になってきます。また、男女の地位の平等感は県や内閣府の調査と比べると比較的高いものの、実態としては日常生活での女性の負担は大きく、様々な機会を捉えて平等や社会参画に対する意識を浸透させていく必要があります。

また、個人の意識や価値観は、家庭、学校、地域社会とのかかわりの中で形成されます。男女共同参画を進めるためには、あらゆる分野で、自立意識や人権意識、男女共同参画意識を育てるための教育や学習の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当主管課
継続的な啓発活動及び町民参加の広報活動の展開	継続的な広報・啓発活動 町の広報、ホームページなどの広報媒体を通して、効果的な広報・啓発活動を継続して行う。	継続	総務課 町民課
	町民参加の広報活動の展開 各種団体や企業に理解と取組の促進を図るため、研修会等活用し、企業・団体の役員等への働きかけをする。 また広く町民から標語等の募集を行うなど、町民参加の広報活動を積極的に展開する。 また、島根県が委嘱している島根県男女共同参画サポーターとも連携し、講座を行うなど、地域やグループに向けて積極的な啓発活動を行い、身近なところから男女共同参画について考える機会を提供する。	継続	町民課 生涯学習課 商工観光課
	職場や地域で男女共同参画を推進するリーダーの育成 男女共同参画を身近な場所で推進するリーダーを育成し、男女共同参画に対する意識を高める。	継続	町民課 生涯学習課
	男女共同参画に関する法令・制度等の周知 男女共同参画に関する認識を深め、正しい理解の定着を図るため、国や県の法令・制度等を分かりやすい形で、各種団体、事業所、町民への周知に努める。	継続	総務課 町民課

	<p>「邑南町男女共同参画計画」ダイジェスト版の発行</p> <p>邑南町の男女共同参画社会を形成していくための指針となる「邑南町男女共同参画計画」をわかりやすく紹介するため、ダイジェスト版を作成し、普及・啓発活動に積極的に活用する。また、事業所へも配布し、協力を求めていく。</p>	継続	町民課
女性の社会参画に対する意識の高揚の促進	<p>女性の活動の機会の創出による自立意識の醸成</p> <p>女性が、自主性を持って積極的に取り組むことのできる活動の機会を創出、支援し、女性の自立意識を醸成する。</p>	継続	町民課 生涯学習課
	<p>女性の社会参画について、男性の意識の改革</p> <p>女性の社会参画の必要性などについて学習する機会を設け、男性の意識を改革する。</p>	継続	町民課 生涯学習課
あらゆる分野での男女共同参画に関する学習の推進	<p>男女共同参画の意識を育む家庭教育の推進</p> <p>男女が互いの人権を尊重し、助け合うことができる人間形成を図るため、家庭教育について学習機会の充実を図る。</p>	継続	生涯学習課
	<p>地域での学習活動の推進</p> <p>公民館における生涯学習の取り組みの一つとして男女共同参画を位置づけ、各年代にあった学習活動を行うとともに、町内の公民館が同じように学習の機会が持てるよう推進体制の充実を図る。また、託児等学習に参加しやすい仕組みをつくる。</p>	継続	町民課 生涯学習課
	<p>学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進</p> <p>性別にとらわれず、一人ひとりの人権が尊重され、個々の個性や能力が伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った教育・指導の充実を図る。</p> <p>児童・生徒が主体的に学び、考え、行動できる環境をつくり自立を促進する。</p> <p>男女相互の理解・協力や望ましい人間関係の確立について、指導の充実を図る。</p>	継続	学校教育課
	<p>企業や団体等に対する男女共同参画についての意識啓発</p> <p>講演会等への参加を呼びかけるとともに、育児・介護休業制度の利用に理解を深めるよう啓発する。</p>	継続	総務課 町民課 商工観光課

	<p>町職員の男女共同参画に関する意識改革の推進</p> <p>本町の取り組みを進めていくためには、まず町職員が男女共同参画に対する意識を高める必要がある。全ての職員が男女共同参画に立った施策を推進できるよう、研修会を行い、資質の向上を図る。</p>	継続	総務課
--	--	----	-----

推進区分

継続：拡充して実施する事業

新規：新規に実施、又は検討する事業

基本目標 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成のためには、男女が、社会の対等な構成員として、町行政、企業、各種団体などのあらゆる分野において方針の立案及び決定に共同して参画できる機会が確保されなければなりません。

社会における性別による固定的な役割分担意識や家庭内での共通課題としての協議の場の設定が少ないことは、町の政策・方針決定への参画の希薄さをもたらすばかりでなく、地域の活力の衰退につながるものと考えられます。

このため、町審議会等委員や町の政策決定の場への女性の積極的登用を図ることや、コミュニティ組織等の地域における役員に女性の積極的な進出を図っていく必要があります。生涯学習などでの取組を基盤とした女性の人材育成が求められます。

また、企業、各種団体等に対しても女性の参画の拡大が図られるよう、支援や啓発活動を進め、社会的気運の醸成を図る必要があります。

(1) 町の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【現状と課題】

「町民の意識調査」によると、町の政策に女性の意見が反映されていないと感じる人は全体の約4割で、町議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が少ないことが第一の原因としてあげられています。

本町における審議会等の女性委員の登用率は、平成23年4月1日現在13.9%で、女性が含まれない審議会等の割合は30%にもなっています。今後は、女性の登用率を積極的に上げ、多くの町民が関わることのできる行政運営をしていく必要があります。また、女性自身の行政に対する関心を高め、参画の機会を確保していくこと及び参画できる環境を整えていくことが必要です。

また、行政が男性中心で進められている現状を見つめ、公平な人事評価制度の確立など、女性の視点を生かす行政運営を推進する必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当主管課
町の政策・方針決定過程への女性の参画の推進	<p>審議会等委員への女性の参画の推進</p> <p>町の審議会等への女性の参画について、積極的に女性委員の登用を図るよう、目標を明らかにして取り組む。女性の委員がない審議会等をなくすよう努める。</p> <p>また、団体等推薦委員については、委員の推薦を行う団体等へ女性委員の推薦を働きかける。</p>	継続	関係各課

	<p>公募による審議会等委員の参画の推進 まちづくりに関する審議会等委員については、公募を取り入れるよう努め、女性の参画について考慮する。</p>	継続	商工観光課 関係各課
	<p>町政への女性の意見等の反映 町政座談会などを通じて広く町民の意見を聴取する。また、特に女性からの意見や要望を町政に反映させるために女性懇話会の設置を検討する。 また、より積極的に意見収集ができるよう、情報伝達機能の整備等を進める。</p>	継続	総務課
	<p>町政への女性の関心を高める環境づくりの推進 婦人会・女性団体等に議会の傍聴を勧めるなど、町政や議会への理解と関心を高めるための環境づくりに努める。</p>	継続	総務課 議会事務局
	<p>町政への女性職員の参画の推進 女性職員の職域拡大・能力開発を図るため研修参加を奨励するとともに、育児休業等を取得した職員が円滑に職務復帰できる環境の整備に取り組む。また、町の政策決定の場への女性の登用に積極的に努める。</p>	継続	総務課
女性が積極的に参画することができる体制の整備	<p>女性が積極的に参画することができる体制の整備 研修や会議の際に託児室を設置するなど、子育て中の女性が参加しやすい仕組みを検討する。 また、女性の社会参画について、積極的に意見収集を行う。</p>	継続	関係各課

推進区分

継続：拡充して実施する事業

新規：新規に実施、又は検討する事業

(2) 女性の人材育成

【現状と課題】

政策・方針決定過程への女性の参画を進める為には、審議会等の女性委員の登用率を高めることと併せて、女性の人材を育成していくことが必要です。

「町民の意識調査」では、町政に女性の意見や考え方が反映されていないと思う理由の第2位に「女性自身の関心が低い」ことがあげられています。また、女性の社会参画を推進する方策として、「女性が社会参画できるような学習や訓練の機会を増やす」が第4位となっています。女性が学習し、能力を発揮するための実力をつけることや、意欲を向上させることによって、潜在化している女性の能力を生かす取り組みを引き続き行う必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当 主管課
女性の人材育成の推進	県等で実施される講座等への参加の促進 (財)しまね女性センターなどで行われる各種講座への積極的な参加を働きかけ、人材の育成に努める。	継続	町民課
	女性を対象とした学習の充実と人材育成の推進 女性が意見を持って積極的に行動でき、自信を持って社会に参画できる知識や技術を身につけるため、社会の動きに即した学習の機会を充実し、人材育成に努めるとともに、町民大学など各種講座を通してリーダーの養成を図る。	継続	町民課 生涯学習課 商工観光課
女性ネットワーク形成の推進	男女共同参画推進団体の活動支援 男女共同参画の視点に立った学習・活動等を行う団体等へは、積極的に支援を行う。	継続	町民課
	女性の仲間づくり、地域におけるネットワークづくりの促進 女性のリーダーを育成する研修を行い女性の仲間づくりを進める。また、既存のグループや団体などの自主性を大切にしながら、グループが互いに協力して多面的な活動ができるようネットワークづくりを進める。	継続	町民課 商工観光課 生涯学習課
女性の学習活動等の支援	女性が積極的に学習活動等に参加しやすい環境づくり 女性が学習活動等に積極的に参加できるよう、活動の状況を紹介したり、学習活動の開催日程などをコミュニティ組織等身近なところを通じて積極的に周知する。	継続	総務課 町民課

推進区分

継続：拡充して実施する事業

新規：新規に実施、又は検討する事業

(3) 企業、団体、地域の方針決定過程への女性の参画

【現状と課題】

公的分野だけでなく、各種団体、企業、地域活動など、民間のあらゆる分野においても女性の参画を促進する必要があります。このため様々な機会を通して働きかけを行うことが求められます。また、労働者が働きやすい職場環境の整備は進んでいるものの、男女に均等な雇用環境の充実の体制整備が更に急がれます。社会的気運の醸成や職場での育児・介護制度の充実が図られるよう積極的に啓発する必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当 主管課
各種団体、地域などで女性の意見が反映される体制の整備	各種団体、地域において女性の意見が反映されるような組織づくりや、役員に女性を登用する環境づくりの推進 各種団体や地域運営への女性の参画を進めるため、役員に女性を登用するよう働きかけるとともに、意思決定の際に誰もが意見を言える組織づくりについて提案・助言する。また、組織が女性参画を促進する気運を高めるよう積極的に働きかける。	継続	総務課 町民課
企業等において女性の意見が反映される体制の整備	企業等において、男女共同参画意識が浸透し、女性が方針決定に関わることができるよう啓発 女性の参画に率先して取り組む企業等を積極的に紹介するなど、企業経営者の意識改革を進めるために啓発活動を行う。	継続	町民課 商工観光課
社会的気運の醸成	社会的気運の醸成 公的分野のみならずあらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう広報・啓発を行い、各種団体、企業、地域活動などへ女性の登用、育成等を働きかける。	継続	総務課 町民課

推進区分 継続：拡充して実施する事業 新規：新規に実施、又は検討する事業

基本目標3 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが自分にあった生き方を選択できる環境づくりを進めることが重要です。仕事、結婚、出産、育児、介護、地域活動等において、女性も男性も自分が望む生き方ができるよう、それぞれの多様化する価値観を認め合い、お互い助け合い、支え合っていくことが必要です。「町民の意識調査」では、日常生活における家庭の仕事の役割分担は「妻がする」が80%以上と高い割合となっています。誰もがいきいきと家庭で、職場で、地域社会で活躍するために、仕事・子育て・趣味活動など、多様な生き方ができるよう、家族で協力し、社会が認め合うことが求められています。

家庭生活においては、お互いを尊重し、認め合い、支え合う関係（パートナーシップ）を築くことにより、男女が家庭生活へ参画することが重要です。また、現実に女性の家庭での負担が大きく、就業の継続や社会参画を困難にしている状況も考えなければなりません。男性、女性ともに仕事と家庭生活の両立に向けた意識改革を進めていく必要があります。

働く女性が多い中、女性が多くを担っている育児・介護について、育児・介護休業の取得が現実には難しいことから、就業を継続できるよう、多様な子育て支援、介護サービスの支援を図る必要があります。

また、女性の経済的自立、社会的な自立のためにも、ゆとりある働きやすい環境の整備を進めるとともに、労働条件を改善するなど、互いに能力を発揮できる職場や家庭環境の整備が必要です。

農林業や自営の商工業においても、女性は重要な役割を果たしています。女性が正當に評価され、持てる能力を十分発揮できるパートナーシップを確立する必要があります。

年齢、障がいの有無に関係なく、個人が尊重され、家庭や職場、地域社会への参画の機会の拡大などにより、住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備を進める必要があります。

(1) 家庭生活と他の活動との両立支援

【現状と課題】

「町民の意識調査」の結果を見ると、男女とも望ましい生き方としては、仕事と家庭・地域活動の両立を支持しながらも、実態としては家事・育児・介護などの家庭的責任の大部分を女性が担っているという役割分担があることがわかります。

男女がともに仕事と家庭を両立し、地域社会の一員としてバランスの取れた生活を築くためには、男性の積極的な家庭生活への参画促進が大きな課題となります。

本町ではほとんどの年齢層で女性については労働力率が高く、女性の職場進出が進んでいます。しかし、出産・育児期にかかる25歳から35歳の労働力率の一時的な低下といった我が国の特徴的な就業傾向を示しており、生涯を通じて充実した生活ができるようにすることは大きな課題です。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当主管課
<p>家庭生活、地域社会における男女共同参画の推進</p>	<p>男女が助け合う家庭生活の推進 男女の固定的役割分担意識の是正のため、広報・啓発活動を行い、家庭生活における男女共同参画を促進する。 また、「家庭の日」のあり方を検討し、家族が話しやすい環境づくりを進める。</p>	継続	総務課 町民課 生涯学習課
	<p>男性の家庭参画の推進 家庭生活への男性の参画を促すために、女性にも男性にも家庭参画の意識づくりをすると同時に、男性が家事や育児等に参加できるように、実践力のつく講座・教室を充実する。</p>	継続	町民課 生涯学習課
	<p>地域で活躍する女性を応援する体制づくり 女性が地域での行事や会合に出やすいよう家庭内や地域での女性の参加に対する意識づくりを図るとともに、育児や介護を助けるしくみをつくる。</p>	継続	町民課 福祉課 保健課
	<p>あらゆる世代での男女共同参画の推進 世代間で大きく異なっている女性の社会参画についての意識を近づけるために、世代間でコミュニケーションが図れるよう努める。</p>	継続	生涯学習課
	<p>地域社会における男女共同参画の推進 産業振興・観光など、地域の活性化を目指す取り組みに、積極的に女性の意見を取り入れる。</p>	継続	商工観光課 関係各課
<p>育児・介護と雇用の両立及び再就職の支援</p>	<p>育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備 育児・介護を行う労働者が、安心して育児・介護休業を取得し、職場復帰できる環境整備のため、関係機関と連携して、事業主・労働者へ啓発を行い、働きやすい環境づくりを推進する。</p>	継続	商工観光課 福祉課

	再就職希望者への支援 出産・育児等のために退職した者が、再就職を希望する場合、技術取得のための講座や、資格取得試験などの情報を含めた雇用に関する情報の提供、就職相談を行い、再就職希望者の支援を行う。	継続	商工観光課
子育て支援対策及び介護サービスの充実	保育サービス等の子育て支援の充実 多様な保育ニーズに対応するため、乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、病後児保育、休日保育などの特別保育事業に関係機関と連携して支援を行う。	継続	福祉課
	子育て支援センターの充実 子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援を行う、子育て支援センターの充実を図る。	継続	福祉課
	放課後児童の健全育成 子育てと就労の両立支援及び児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの充実を図る。 また、児童が安心して過ごすことのできる居場所を確保するとともに、邑南町子ども安全センターを中心に地域で登下校時の子どもを見守り、放課後児童の健全育成に努める。	継続	福祉課 学校教育課 生涯学習課
	学校行事やPTA行事への男女共同参画の推進 PTA役員や学校関係の役員を男女ともに担い、学校行事やPTA行事に積極的に参加するよう呼びかける。	継続	学校教育課 生涯学習課
	ひとり親家庭への支援の充実 母子・父子家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、就労相談・援助等施策の充実に努める。 また、就学困難な児童生徒については、就学援助、奨学金制度などの支援を行う。	継続	福祉課 学校教育課
	育児や介護の学習の推進 男性も女性も子育てや介護の実践力をつけることができる講習会等を開催する。	継続	福祉課 生涯学習課

	<p>在宅介護を地域で支えるネットワークの充実及び介護予防事業の充実</p> <p>男女がともに就業を継続しながら介護に取り組みやすい環境をつくるため、在宅介護を地域で支えるネットワークの充実を図る啓発活動として、講演会等を行う。</p> <p>併せて、高齢者が要介護状態になることを予防するため、各種予防事業の充実を図る。</p>	継続	福祉課 保健課 生涯学習課
	<p>在宅介護支援の充実</p> <p>介護を要する高齢者を在宅介護で支えている家族の介護負担の軽減が図られるとともに、男女共同して家庭介護が取り組みやすくなるよう、在宅介護サービスの充実に努める。</p>	継続	福祉課

推進区分

継続：拡充して実施する事業

新規：新規に実施、又は検討する事業

(2) 雇用の分野における男女共同参画の推進

【現状と課題】

本町の就労者全体に占める女性の割合は44.6%（平成17年国勢調査）で、女性の職場進出は確実に進んでいます。しかしながら、「町民の意識調査」で女性の働き続けやすさについて尋ねたところ、前回は半数以上の方が働き続けにくいと答え、職場での平等感については、半数以上の方が男性の方が優遇されていると答えています。今回の調査では「働き続けにくい」が6割以上となり、女性をめぐる職場環境が今なお厳しいという実態を裏付けるものと言えます。

男女に均等な雇用環境の整備や公平な能力開発の機会を設けるよう、事業主に対し啓発を行う必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当主管課
雇用の分野における男女共同参画の推進	男女に均等な雇用環境の整備及び能力の開発 男女とも職場で能力・個性・意欲が十分発揮できるよう、関係機関と連携して、企業及び一般社会に対する意識啓発に努める。 また、労働相談窓口を設置し、働きやすい環境づくりを推進する。 労働条件や就業環境などに関する相談に応じ、関係機関との連携を図る。	継続	商工観光課
	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 職場におけるセクシュアル・ハラスメント(相手の意に反した性的な発言や行動)の防止について、関係機関と連携して、事業主・労働者へ講座・研修会などを通じて周知・啓発に努める。	継続	総務課 町民課 商工観光課
	パートタイム労働者の就業条件の整備 パートタイム労働者の処遇の均等確保等、雇用管理の改善を推進するため、関係機関と連携して、事業主への法制度の周知を図る。また、パートタイム希望者に対する相談や情報提供を実施する。	継続	町民課 商工観光課
労働者の健康管理の充実	働く女性の妊娠・出産に係る保護 男女雇用機会均等法や労働基準法の規定の遵守について、関係機関と連携して、事業主や労働者へ周知を図る。	継続	町民課 商工観光課
女性の雇用の促進	女性の職業能力の開発の推進 高等技術校など関係機関と連携して、職業訓練の機会の確保に努める。	継続	商工観光課

	女性起業家への支援 女性のチャレンジを支援するため、関係機関と連携して、女性起業家育成のための各種支援制度の情報の提供の支援を行う。	継続	商工観光課
--	--	----	-------

推進区分 継続：拡充して実施する事業 新規：新規に実施、又は検討する事業

(3) 農林業・自営業等におけるパートナーシップの確立

【現状と課題】

本町の農業従事者（自営農業従事者）人口は1,753人（2010年農林業センサス）で、そのうち女性の割合は47.86%と、農業の経営において女性は重要な役割を果たしています。

農林業、自営業等に従事する女性は、実質的な担い手であるにもかかわらず正当な評価に結びついていない場合や経営に参画できていない等の問題があります。また、仕事と家事・育児等などの境があいまいなため、男性に比べて女性に過剰な負担がかかっている現状があります。

農林業、自営業は家族経営が中心で、地域とのつながりが深いことから、地域における固定的な役割分担意識の見直しを進めていくことが必要です。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当主管課
農林業・自営業等における女性の参画の促進	農林業・自営業等における女性の参画の促進 家族経営協定の締結促進・女性起業グループの育成など、関係機関と連携して、女性が農林業・自営業等に参画できるよう促進する。	継続	農林振興課
	女性の就業環境の整備 農林業や自営の商工業に携わる女性が、充実感を持って働ける環境づくりを進めるため、商工会や農協が行う資質向上のための研修会の開催や、資格取得のための情報提供など、自主的な活動を推進する。 また、女性に過剰な負担がかからないよう、労働環境や家庭生活環境の見直しを呼びかける。	継続	農林振興課

推進区分 継続：拡充して実施する事業 新規：新規に実施、又は検討する事業

(4) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

誰もが多様な生き方を尊重され、安心して暮らせる環境をつくることはまちづくりの基本的な課題です。

本町の高齢者人口比率は、40.6%(平成22年国勢調査)と、全国一高齢化が進んでいる島根県の中でも上位となっています。このため、高齢者が生きがいを持って、安心して暮らせる環境の整備が大きな課題となっています。また、高齢者のうち女性の占める割合は男性よりも高く、かつ一人暮らしの女性も多くなっていることから、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決することにもつながります。

本町が豊かで活力ある町となるためには、高齢者を、支えられる側ではなく他の世代と共に社会を支える重要な一員として積極的に捉え、高齢者が安心して暮らせる環境づくり、いきいきと活動できる機会の確保を図る必要があります。

また、障がいのある人が安心して暮らせるよう、適切なサービスの提供などを通して、社会参画の促進や自立の支援を図る必要があります。

一方、過去の災害時において、応急・復旧対策での女性への配慮が指摘されていることから、男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復旧対策の確立が必要です。

近年、地球環境の保全が緊急の課題となっています。地球温暖化防止対策や資源の有効活用など、環境の分野においても男女の共同参画を進める必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当主管課
高齢者、障がいのある人の社会参画の促進・自立の支援	高齢者の自立の促進 高齢者が安心していきいきと暮らせるよう生活環境の整備など、高齢者が自立して生活できる環境作り	継続	福祉課 建設課
	障がいのある人の自立の支援 障がいのある人が適性に応じ、地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業を推進・実施していく。	継続	福祉課 保健課 建設課
	社会福祉法人との連携 高齢者や障がいのある人が地域で安心して生きがいのある生活が継続できるよう、介護予防・生活支援や就労支援を目的とした事業推進の協力を図る。	継続	福祉課 保健課 生涯学習課
	高齢者グループの活動支援 豊富な経験を持つ高齢者が地域の発展に活用できるよう、高齢者グループの自主的な活動を支援することにより、高齢者の社会参加の促進を図る。	継続	福祉課 保健課 生涯学習課

	消費者の自立支援 高齡者の消費者被害を防止し、消費生活の安定と向上を推進するため、邑南町消費者問題協議会等と連携し、情報提供や消費者教育を推進する。	継続	町民課
防災・災害復旧対策における男女共同参画の推進	男女のニーズの違いを把握した防災・災害復旧対策の実施 邑南町地域防災計画において、女性の意見が反映されるよう努める。 また、災害時における女性相談窓口の設置、育児支援等、女性を支援する体制の整備や、避難所における適切な女性への配慮について検討する。	継続	総務課 関係各課
環境保全に向けた社会づくりの推進	環境保全の促進 環境保全に関する女性の豊かな経験や知識が広く生かされるよう、施策に女性の意見を反映させるよう努めるとともに、家庭や職場など身近な場所での環境保全に男女ともに取り組むための啓発を行う。	継続	町民課

推進区分 継続：拡充して実施する事業 新規：新規に実施、又は検討する事業

基本目標4 個人の尊厳の確立

個人の尊厳の確立は、男女共同参画社会の根底をなす考え方です。互いの人格を認め合い人権を尊重しなければ、男女がその個性と能力を發揮していくことはできません。

特にドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、その背景には男女間の社会的・経済的格差や、上下関係といった今日の男女が置かれている社会的構造的な問題があります。こうした問題を解決するにあたっては、制度や慣行の見直しに併せて、個々の人権に対する意識を育てることが重要です。関係機関との連携を図り、生涯にわたる人権学習に取り組むことが必要です。

女性も男性もそれぞれの身体的特質を理解し、思いやりを持って生きていくことが重要です。特に女性は妊娠・出産をする可能性があることから、男性とは異なり健康上で、また精神的及び社会的な観点からも支援していく必要があります。

また、新聞、テレビ、インターネット等のメディア(大衆に呼びかける手段・媒体)によってもたらされる情報が社会に与える影響は非常に大きく、町民一人ひとりが情報をそのまま受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力を高めていくことが必要です。町が作成する広報や、さまざまな情報においては、特に性別役割分担意識を助長させる表現や不平等な表現に注意し、見直しを図っていく必要があります。

(1) 人としての個人の尊厳の確立

【現状と課題】

私たちの日常生活の中では、不適切な言葉や不平等について気づいていない場合があることや、互いを尊敬したり感謝する気持ちが薄れてきていることが考えられます。

互いの人格を認め合い人権を尊重することは男女共同参画の基本的な理念です。男女共同参画を人権問題としてとらえ、様々な機会に人権学習を進めていくことが必要です。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当主管課
人権学習の機会の充実	家庭や学校、公民館など、生涯を通じてあらゆる場面における人権学習の推進 互いの人格を認め合い人権を尊重する社会を構築するための人権学習を、様々な機会を捉えて行う。	継続	町民課 学校教育課 生涯学習課

推進区分 継続：拡充して実施する事業 新規：新規に実施、又は検討する事業

(2) 女性に対する暴力の根絶

【現状と課題】

「町民の意識調査」では25.8%の人が自分、もしくは身近な人にドメスティック・バイオレンス(DV)の経験があると答えています。一般的にドメスティック・バイオレンス(DV)は表面化しにくく、被害者の9割程度は女性であり、実際に暴力を受けていてもひとりで悩みを抱えているケースが多くあります。こうした暴力は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、その背景には、今日の男女が置かれている社会・経済・文化上の構造的問題があると認識する必要があります。暴力の根絶に対する意識啓発を行うとともに、悩みを抱えている女性が安心して相談できる体制の整備をするなど対策を図る必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)に関しても、職場だけでなく、地域社会での啓発を行う必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当 主管課
女性に対する暴力の根絶	町民の意識啓発・広報 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、個人の尊厳を傷つける許されない行為であるとの認識を広く浸透させるため、女性に対する暴力の根絶に向け、今後もあらゆる機会を通して広報・啓発に努める。	継続	総務課 町民課
	相談体制の整備の充実 女性相談センターなどの関係機関と連携して被害女性の立場に立った対応ができるよう、相談窓口の設置を検討する。 また、家庭環境や子どもの就学等について総合的に支援するため、庁内の連絡体制を整備する。	継続	町民課 福祉課 保健課 建設課 学校教育課
	セクシュアル・ハラスメントの防止対策 職場や地域社会でのセクシュアル・ハラスメント防止のため、正しい認識の啓発活動を広報などを通して積極的に行う。	継続	総務課 町民課

推進区分 継続：拡充して実施する事業 新規：新規に実施、又は検討する事業

【ドメスティック・バイオレンス(DV)】

夫婦や恋人などの一方が、他方からある程度継続的に身体的・心理的・性的な暴力を受けること。

【セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)】

相手の意に反した性的な発言や行動。例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、様々なものが含まれる。特に職場のセクシュアル・ハラスメントとは、それを拒否したことで労働条件の不利益を受けることや、職場の環境が不快なものになり働く上で重大な影響を生じることを言う。

(3) メディアにおける女性の人権の尊重

【現状と課題】

メディア(大衆に呼びかける手段・媒体)は、私たちの意識形成に様々な形で影響を与えます。メディアからの情報は、私たちの生活を豊かにしてくれますが、メディアがすべて男女共同参画の視点により制作されたものばかりではないため、女性の人権に対する配慮に欠けた情報などが、知らず知らずのうちに悪影響をもたらしている場合があります。そのため、メディアを主体的に読み解き、偏見や差別に気づく力をつけていくことが不可欠であり、そのような能力を高めるための学習も必要です。

また、男女の固定化された表現が繰り返し使われることによって、それがあたかも自然なことのよう伝えられ、性別役割分担意識が再生産されることにつながります。町が発信する情報(町が発行する広報・刊行物等)については、男女共同参画の視点に立った作成に努める必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当 主管課
メディアにおける人権尊重のための啓発	メディアにおける人権尊重のための啓発 メディアからもたらされる膨大な情報を、主体的に読み解いていく能力を高めるため、様々な学習機会を通して意識啓発に努める。	継続	町民課 生涯学習課
	公的刊行物等の点検等 町の広報・刊行物等においては、固定的な性別役割分担意識に基づいた言い方や不平等な表現がないか点検し、作成する。また、各種団体等が発行する広報等についても、同様に働きかける。	継続	総務課 関係各課

推進区分 継続：拡充して実施する事業 新規：新規に実施、又は検討する事業

(4) 生涯を通じた健康づくりの推進

【現状と課題】

女性は、性別による固定的な役割分担による男女の主従関係などにより、受け身の立場になることが多く、世界各地でその健康と権利が脅かされてきました。女性の健康が生涯を通じて、身体的にはもちろん、精神的、社会的にも良好に保たれるには、女性の自己決定権が保障されなければなりません。この考え方は、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）として、広く認識されています。

この概念を町民に周知していくとともに、すべての女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図る必要があります。

安心して妊娠や出産の時期を過ごすため、周産期医療対策や総合的な母子保健対策を推進するとともに、思春期・更年期等あらゆる年代を通じ、女性の男性とは異なる健康上の問題に対処するための情報提供や相談体制の充実を図る必要があります。

また、疾病の早期発見・治療をはじめ、健康づくりを更に進めていく必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当 主管課
性と生殖に関する健康と権利の意識の浸透	性と生殖に関する健康と権利の意識の浸透 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識の社会への浸透を図るため、情報を提供し、意識啓発に努める。	継続	保健課 町民課 生涯学習課
	学校教育における性に関する教育の推進 HIV（エイズ）や性感染症は、生涯を通じた健康を脅かすことから、正しい知識の普及啓発に向けた教育・指導の充実を図る。また、小中学校児童・生徒を対象に予防講演会を開催する。 さらに、喫煙や飲酒、薬物乱用についても、健康へ悪影響を及ぼすものとして同様に意識啓発に努める。	継続	保健課 学校教育課
	成人の性に関する学習機会の充実 成人男女を対象に、人権尊重・男女平等に基づいた性に関する正しい理解を深め、性の尊さや人権との関わりについて学習する機会の充実を図る。	継続	保健課 生涯学習課

生涯を通じた健康支援の推進	全ての女性の生涯を通じた健康支援のための総合的な施策の推進 全ての女性が安心して妊娠や出産の時期を過ごすため、総合的な母子保健対策を推進するとともに、あらゆる年代を通じて女性の身体的・精神的な健康上の問題に対処するための情報提供や相談体制の充実を図る。	継続	保健課
	働く女性の妊娠・出産の保護の意識の醸成 企業や団体等職場において、働く女性の妊娠・出産について保護の意識の醸成に努める。	継続	商工観光課 保健課
	各種健康診査・保健事業の充実 生涯にわたり健康で暮らせるよう、各種健康診査の充実・健康教育等を積極的に行い、健康長寿への取り組みを推進していく。	継続	保健課

推進区分 継続：拡充して実施する事業 新規：新規に実施、又は検討する事業

【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）】

1994年(平成6年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。個人、特に女性の自己決定権を保障する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、それを全ての人々の基本的人権として位置づける理念である。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、「いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由」、「安全で満足のいく性生活」、「安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと」などが含まれており、また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

基本目標 5 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

我が国の男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会の様々な取り組みと密接に関わっています。

本町においても、国際的な取り組みの成果や、女性の能力が社会に生かされている欧米諸国などのライフスタイルや国民の意識について積極的に学び、男女共同参画社会の実現に活かしていく必要があります。

(1) 国際社会から学ぶ男女共同参画の推進

【現状と課題】

本町においては、国際交流員（CIR）の招致事業や学校教育での外国語指導助手（ALT）の活用など、積極的に国際社会を視野に入れた事業を展開しています。また、住民主体の外国との交流も盛んに行われており、異文化に触れる機会も多くあります。こうした機会をとらえ、他国の男女のあり方やライフスタイルを学び、国際的視野を育成することが望まれます。

その反面、町内在住外国人の中には言葉や生活習慣の壁によって、自立を阻まれているケースもあり、自立を支援していく必要があります。

【施策の方向】

具体的施策	具体的な取組	推進区分	担当主管課
国際的取り組みの学習機会の充実	国際的取り組みを学ぶ機会の充実 男女共同参画に関する国際的課題や取り組みについて広報等を通じて積極的に紹介するとともに、理解を深めるための学習の機会を設けるなど、国際社会を視野にいれた男女共同参画を推進する。	継続	町民課 生涯学習課
国際交流の推進と国際的視野の育成	国際交流の推進 国際交流員や町内在住外国人との交流を充実し、積極的に他国の文化に触れる機会をつくり、学校・地域で国際的視野の育成を推進する。	継続	生涯学習課
	町内在住外国人の自立支援 町民の自主的な国際活動を行っている団体との連携や、地域活動を促し、言葉や生活習慣の壁によって自立を阻まれている町内在住外国人の自立支援を促進する。	継続	関係各課

推進区分 継続：拡充して実施する事業 新規：新規に実施、又は検討する事業

第4章 計画の推進体制

1．庁内推進体制の充実

本部では、「邑南町男女共同参画推進委員会」を設置しており、諸施策の総合的・効果的な推進を図ります。また、職員の男女共同参画に関する理解と認識を深めるため、職員研修などによる啓発を図り、庁内から町内への運動を進めていきます。

2．関係機関、民間団体との連携

町内各種団体と相互の連携を図り推進します。また、国、県や近隣市町村と情報を交換し、連携を図ります。また、企業への協力促進もあわせて実施します。

3．計画の管理進行

計画の達成に向けて実施計画をたて、関係各課が連携して諸施策の推進に努め、計画の実施状況を年次でまとめ、評価を行います。

4．町民への期待

男女共同参画社会の形成に向けた広報・啓発などを通して、町民一人ひとりが男女共同参画社会の意義を理解し、その実現に向けてあらゆる分野で積極的に行動されることを期待します。

邑南町男女共同参画計画数値目標一覧

基本 目標	No	項 目	計画当初 H18	現状値 H22	目標値 H28	担当主管課	計画書 ページ
1	1	固定的性別役割分担意識 に否定的な人の割合	52.2% (H17)	75.8% (H23)	77%	町民課	22
	2	男女共同参画に関する学 習会又は講演会開催数	1回	1回	3回	町民課	24
	3	公民館での男女共同参画 講座開催数	2箇所	2箇所	12箇所	生涯学習課	24
	4	町職員研修実施回数	0回	0回	4回	総務課	25
2	5	審議会等への女性の参画 率	16.3%	13.9%	25%	関係各課	26
	6	女性委員を含む審議会等 比率	70%	69.2%	100%	関係各課	26
	7	邑南町男女共同参画推進 グループ数	3グループ	3グループ	3グループ	町民課	28
3	8	男性の料理教室開設数	5箇所	12箇所 (のべ22箇 所)	12箇所	生涯学習課	31
	9	乳児保育の箇所数	9箇所	9箇所	9箇所	福祉課	32
	10	延長保育の箇所数	9箇所	9箇所	9箇所	福祉課	32
	11	一時保育の箇所数	2箇所	2箇所	3箇所	福祉課	32
	12	休日保育の箇所数	0箇所	0箇所	3箇所	福祉課	32
	13	病後児保育の箇所数	1箇所	2箇所	3箇所	福祉課	32
	14	子育て支援センターの箇 所数	2箇所	2箇所	2箇所	福祉課	32
	15	放課後児童クラブ数	7箇所	9箇所	9箇所	福祉課	32
	16	学校PTAにおける女性 役員の割合	26.8%	26.8%	50%	学校教育課	32
	17	労働相談窓口設置数	1箇所	1箇所	1箇所	商工観光課	34
	18	女性の起業家・グループ数	9件	9件	11件	商工観光課	35
	19	家族経営協定締結数	4協定	4協定	6協定	農林振興課	36
	20	女性の農業士数	3人	3人	5人	農林振興課	36
4	21	公民館での人権学習講座 開設数	10箇所	12箇所	12箇所	生涯学習課	39
	22	人権学習を行う学校数	12校	12校	12校	学校教育課	39
	23	小中学校の児童生徒を対象 にしたエイズ予防講演会開 催数	1回	1回	1回	保健課 学校教育課	42

5	2 4	国際交流事業開設数	1 箇所	1 箇所	12 箇所	生涯学習課	4 4
---	-----	-----------	------	------	-------	-------	-----

資料

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日)

(法律第78号)

改正 平成11年 7月16日法律第102号

同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条 第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条 第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条 第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)
- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)
- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)
- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

[第4条 総理府設置法の一部改正]

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成13年1月6日)

(1) 第1条から第3条までの規定並びに次条及び附則第31条から38条までの規定 内閣法

の一部を改正する法律の施行前の日で別に法律で定める日
(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の
規定 公布の日

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。〔後略〕

邑南町男女共同参画推進委員会委員

役職名	氏名	所属
会長	日高 政恵	島根県男女共同参画サポーター
副会長	森口 光将	邑南町商工会グループ協議会
委員	天川 藤信	一般公募委員
委員	市山眞由美	島根県男女共同参画サポーター
委員	亀山 和巳	スキップの会
委員	白川富美子	一般公募委員
委員	鶴岡 和美	島根県男女共同参画サポーター
委員	寺本 保	島根おおち農業協同組合
委員	土井美恵子	人権擁護委員
委員	鳥居 清枝	邑南町連合婦人会
委員	服部 勲	邑南町役場生涯学習課
委員	日高 勝明	邑南町議会
委員	日高美枝子	島根県男女共同参画サポーター
委員	藤本 雅治	邑南町老人クラブ連合会

(委員は五十音順)

アドバイザー 財団法人しまね女性センター